

第 51 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 26 年 8 月 5 日 (火) 14 : 30 ~ 17 : 05

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村部会長、中島部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

事務局から資料 1 に基づき、前回の基本計画部会で決定した「平成 25 年度統計法施行状況報告のうち各府省に説明を求める事項」について説明が行われた後、国民経済計算の整備、行政記録情報等の活用、統計リソースの確保及び有効活用について関係府省からの説明を踏まえ、審議が行われた。

ア 国民経済計算の整備

内閣府から資料 2-1 に基づき、また、総務省から資料 2-2 に基づきそれぞれ説明が行われた後、審議が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・内閣府の資料2の19ページの今後の対応の「適時性」について、「支出側2次QEの公表よりも後の然るべきタイミングを基本に検討」とあるが、このタイミングで出した時のユーザー側の反応やニーズはどのようなものを想定しているか。3次QE的なイメージになるのか、それとも2次QEの数値をコントロールトータルして、分配側等の色々な内訳の情報を出すことになるのか。
 - 現段階では試算を行っている状況で課題は多いが、当面は生産・分配面については、参考として内訳を見る際の役に立てるものと考えている。支出面と生産面と分配面のそれぞれの動きを検証していく中で、将来的には3面の数字の比較を通じて精度を向上させていくことも出来ると思う。
 - 全体の変化率としては、2次QEと同じだと考えてよいか。
 - そこは試算を続けていかないと分からぬが、必ずしも一致するとは限らないと考える。これは諸外国でも同様であり、容易には達成することができないと思われる。
- ・1点目として、生産面と分配面を一致させるのは難しいと思うが、なぜ違うか、どのように作成しているかについてユーザー側と十分にコミュニケーションしていただくよう努力願いたい。試算値はこれから算出されると思うが、可能であれば統計委員会でも説明いただければ委員の理解も深まると思う。2点目として、供給・使用表の枠組みの生産と支出の不整合の調整と解消についてこれから検討されると思うが、年次の確報では無理としても、確々報で不整合の調整・解消を行うのがユーザーとしては使いやすいのではないか。これについて、何か方向性があるなら伺いたい。
 - 1点目について、現時点では試算値を提示できる状況にはないが、参考系列として公表する際は、ユーザーに混乱が無いようにコミュニケーションを図りたい。また、統計委員会の場でも検討状況を十分に説明したいと考えている。2点目の不整合の調整と解消について、純輸出の支出面と生産面における整合性の向上といった課題や、SUT含めこうした改善に伴う実装上、システム上の課題も存在するので、調整方法や実施するタイミングなどを引き続き検討していきたい。
- ・総務省の資料2-2について、経済センサスについていくつか要望を出したとのことだが、要望を出した後どのような反応・進展があったか回答願いたい。
 - 要望については5月末に回答があり、1点目の消費税の取扱いについて、税込と税抜の両方のチェック欄を設けることは当省の要望を踏まえた対応を頂ける見込み。消費税の集計上の取扱いについては、全省的な課題として別途検討しているので、その結果を踏まえて対応する予定。それ以外については、報告者負担や地方公共団体の審査事務という観点から難しいと回答があった。
 - ・統計委員会は国民の視線で色々なものを説明していくという基本的なスタンスがあるので、推計方法が違うからこうなったという説明だけでは困る。推計方法はどうしてこの方法にしたのか、結果の違いが出てくるのはなぜなのかといったこ

とについて、分かりやすく説明する努力が必要。もう1点は総務省政策統括官室にも関連することだが、委員から質問があった事項にはどのような問題があったか、出来ない事項についてはどのような具合で出来ないのかというところまで掘り下げる回答が無いと、次の基本計画の策定をするときの方針が見えないので、出来るだけ努力願いたい。

- ・1点目は生産動態統計を用いた代替推計の乖離について、補足の説明がほしい。
2点目は資料2の12ページの「第2の段階」の平均値とは、①財貨・サービス別中間需要と②財貨・サービス別中間投入を単純に2で割ったものなのか、それとも他の方法なのか補足願いたい。3点目は資料2の17ページにシングル・インディケーター法について触れているが、財貨・サービス別のものを産業別にV表を使って変形をしてそこで実質化をすることだが、現在の検討状況を伺いたい。

→1点目について、平成25年度の取組としては、23年の確々報で24年経済センサスを活用して推計することに注力し、今年度に入ってこの代替推計法の検討に着手している。23年にSNA部会で代替推計の方法について説明しているが、現状はその時点からほとんど変わらず、以前に比べて改善しているかどうかについては説明できる段階ではない。2点目は、現状では財貨・サービス別に細かい品目ごとに単純な平均をとっている。3点目は、産業別に実質化している。各産業で生産している財貨・サービスが異なっているが、その財貨・サービスごとにデフレーターして実質化している。

- ・資料2の17ページで「実質産出額の動きで実質付加価値を推計」とあるが、これの具体的なサポートィング・エビデンスのようなものはあるか。

→SNAの国際基準の中では理想論としてダブル・デフレーション法が挙げられるが、四半期のような短いインターバルで推計をしていく際、例えば名目投入額のような情報が無いような場合、シングル・インディケーター法が推奨されているところ。例えばイギリスでは生産GDPを主な公表値として使っているが、シングル・インディケーター法を採用しており、こうした国際的な動向を踏まえて対応している。

- ・公表された数値のチェックを事後に行うことはあるか。

→今年度に入ってからの話になるが、速報を想定して作成した試算値が、確報に置き換わった場合にどう変わるか、検証作業をしている。資料2の19ページに示している電気・ガス・水道業については、実質付加価値率一定の仮定が推計精度に影響していることは把握している。

→そのような時に、やはり検討結果をある程度オープンにした方が良いと思うが、どのように考えるか。

→生産面・分解面の四半期速報の開発に関しては引き続き検討していくので、その状況は適当な時期に説明したい。

イ 行政記録情報等の活用

(ア) 税務データの活用について

財務省及び経済産業省から資料3－1に基づき説明が行われた後、審議が行われた。その結果、次回の部会において、改めて審議を行うこととされた。

主な意見等は以下のとおり。

- ・欠測値の補完や審査基準に使うのが困難なのはよく分かったが、申告が正しいということを確認するためには前段階の売上等を電子化してチェックすることが必要と思うが、所得額しか電子化していないのか。アメリカでは従業員5人未満の事業所には経済センサスの調査票を配らないで行政記録の情報だけで統計を作成しているところもあり、日本でもセンサス統計で統計調査を代替するものとして税務データが使用できれば政府全体として効率化が図られるのではないか。中長期的にそういう方向でやっていただきたい。

→税の賦課徴収に直接必要とされる申告書上の基本情報、例えば、課税の対象となる所得金額、税額等が記載されている法人税申告書別表一にあるような情報を電子化している。

- ・国税庁は税務データを一部電子化して集計し、会社標本調査を作成している。会社標本調査では、売上高に相当する営業収入や減価償却費に加え、企業会計上の当期利益から申告所得を算出する税務調整において必要となる項目、例えば益金に不算入である配当や損金に算入されない寄付金、交際費、繰越欠損金等のデータを業種別等に集計し、毎年公表している。会社標本調査の説明をみると、全国に260万社ある中で約50%の130万社のデータを集計して公表しているので、少なくとも130万社については、売上高に相当する金額その他会社標本調査で集計している項目に関する電子データを保有していると思う。それを今回のオーダーメード集計に用いる原データとして使うことはできないのか。

→売上を含む企業決算状況について一部の項目については電子化しているが、あくまで参考情報であり、すべての法人の情報を網羅的に電子化している訳ではないため、統計作成府省からの要請に応じ、個別に対応したいと考えている。

- ・会社標本調査では、どれだけの項目が電子化されているのか次回説明いただきたい。

→何が、どこまで電子化されているかの情報を出していただきたい。

→国税庁がどのような情報を保有し、どのように管理しているかについては納税者のコンプライアンスに影響を及ぼす機微な情報であり、統計作成府省からの要請に応じて、説明した4条件を満たしている場合に個別に情報提供することとしたい。

→統計委員会は統計作成府省と密接な関係をもって日本の統計を良くするというミッションを持っている。このため、統計委員会としてはどういうデータがどの範囲で電子化されているか把握しておく必要があることから、次回、具体的に示していただきたい。

- ・ こういう報告には、どうすればできるかを書いてほしい。報告者負担が重くなっているのは事実であり、それを踏まえた上で行政記録情報を使うことを考えて基本計画に記載されたわけであり、それに対し実施困難というのは理解できない。実施困難で終わらせるのではなく、どうすれば可能になるかという観点から報告していただきたい。
- ・ 今回の取組について、平成24年度の法施行状況報告において実施困難という報告があったが、実際に検証を行い、どこに問題があるかを明確にすることが平成25年度の検証の目的であり、実施した結果として、こういう厳しい現状になったものと理解する。今回報告された平成25年度の検証結果については、これはこれまで貴重な結果であると評価する一方、統計委員会としてどうするのかということを議論するべきであると考える。
- ・ このようなデータを見たのは今回が初めてであり、集計した経済産業省と国税庁には感謝する。ただし、今回オーダーメード集計という枠組みで考えているということと、補完に直接活用できる有用な情報があるかという観点での、制約的な検証になっている。例えば、欠測値の補完では、ミクロデータとして使えるなら工夫の余地があるとともに、そのものがなくても、それらしい値を推測するなどいろいろな可能性があり得ると考えるので、これで使えないという結論にはしないでいただきたい。

あと、先ほど説明があった4条件のうち、必要なデータがあるということと定義上の相違があることを踏まえた上で使用することという2つの条件の判断主体はどこになるのか。

→使用できるかどうかは統計作成府省が判断することであり、国税庁としては統計作成府省と4条件を満たしているかを個別に協議したい。

- ・ 第Ⅱ期基本計画においては、今回の検証結果について府省間の情報共有を図り、関係府省は検証結果を踏まえてその活用の余地を検討することとされている。オーダーメード集計による活用ではなく個別の税務データの活用を視野に入れる場合には、個別法上の守秘義務との関係が生じ、これは全ての行政記録情報の活用に波及する大きな問題となることから、平成26年度以降の統計委員会の活動として重要な点になるものと考える。

→今回の報告は、統計委員会のそもそもミッションからすると残念ながら満足できるものではないが、そもそもオーダーメード集計の活用というミッションから考えれば御指摘のとおりに落ち着くと思う。将来のことも考え、必要な情報は

できるだけ得る必要がある。どういう情報が電子化されているか、次回、御回答をお願いしたい。

(イ) その他の行政記録情報等の活用について

総務省政策統括官室から資料3－2に基づき説明が行われた後、審議が行われた。その結果、次回部会において、具体的な行政記録情報等の活用事例について改めて総務省政策統括官室より報告することとされた。

主な意見等は以下のとおり。

- ・行政記録情報等の統計作成への活用については、各府省で潜在的に様々なニーズを持っていると考えられるため、今後も継続的に調査し報告して欲しい。
 - ・重要なことは、行政記録情報等の活用が何故できないかではなく、できるようにするために、変えるべきことを明確にし、期間を定めてスピード感をもって進めていくこと。行政記録情報等の活用は、個人情報保護等との問題もあるが、統計委員会としては、社会全体をより良くするための質の高いエビデンスを作るために、進めていくべきではないか。
- 個別の法令等における制約のほか、電子化の状況によるところもある。今後、電子化等の状況変化に対応した検討も必要と考える。
- ・固定資産課税台帳の利用には、「委任状」がどうしても問題となってくる。法的ハードルをどうクリアしていくかということについて、統計委員会としてどこまで議論できるかはわからないが、説得力をもつ材料を用意した上で、メッセージとして出していく必要があるのではないか。
 - ・行政記録情報等の活用を考える上で、その利用件数だけでなく、どのように使われているかといった内容など、具体的な事例を示して欲しい。
 - ・委任状の問題は、前回の港湾調査の際にもでてきたところでもあり、大きな問題。政府全体として考えていくべきものと思われるが、一方で、統計委員会としても、何らかの対応が可能かどうか考える必要。

ウ 統計リソースの確保及び有効活用

総務省政策統括官室から、資料4に基づき説明が行われた後、審議が行われた。

主な意見等は以下のとおり。

- ・都道府県統計職員についての減少を懸念しているところ。近年横ばいであるが、下げ止まりの傾向にあるのか、今後の見通しについて教えて欲しい。
- 平成22年度から23年度にかけて大きく減少しているために、後年度緩やかになったという現状である。国の定員合理化計画に準じた削減を求められているため、今後も5年間で10%の削減を求められるが、総務省としてはできる限りその削減を緩やかにしていきたいと考えているところ。
- ・資料としては、各年でどれだけ削減できたかを示すのではなく、むしろ、統計調

査の合理化や電子化等の改善以外で、統計リソース不足が原因によって、重要な調査ができなくなったり、重要な調査項目を落とさざるを得なくなるということを示すべきではないか。

→統計リソース不足による支障に関しては、通常の諮問審議においても、これに対処するために、都道府県の負担軽減を図るための調査項目の簡素化や、調査系統の負担軽減のためのオンライン調査の推進などの形で示してきているところ。

- ・統計委員会として国民目線で審議していく中で、統計リソースについても、その重要性・必要性を国民に対し訴えかける形での資料作成が必要である。

- ・データそのものが複雑化、かつ精緻化を求められるという現状を踏まえれば、専任としてキャリア形成できるような人材が一人でも多く必要ではないか。また、予算については、調査の数ではなく、調査全体の質を見るためにどれだけ予算配分されているかという見方ができるよう工夫する必要があるのではないか。

→ご指摘は重要な点である。

- ・人数は定員枠の人数だと思うが、国勢調査があると非常勤の調査員が増え、定員以外の者の数の振幅もあるのではないか。こういう定員以外の者の内訳は分かるか。

→そこまでは把握していない。ちなみに予算の大部分を占めるのは調査員調査に係る調査員報酬である。

(2) その他

次回の基本計画部会は、9月10日（水）の統計委員会終了後、中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>